



美濃加茂市議会
第3回定例会議案

平成28年9月1日

目 次

ページ

承第 7号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について）	1
議第50号	美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例について	4
議第51号	美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について	10
議第52号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	18
議第53号	美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	20
議第54号	平成28年度美濃加茂市一般会計補正予算（第3号）	22
議第55号	平成28年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）	49
議第56号	平成28年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）	63
議第57号	平成28年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	87
議第58号	市道路線の廃止について	97
議第59号	市道路線の認定について	100
議第60号	山手小南舎増築本体工事の請負契約の締結について	104
議第61号	美濃加茂市教育委員会の教育長の任命について	105
議第62号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	106
諮第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	107
諮第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	108
諮第 3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	109
認第 1号	平成27年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	110

認第 2号	平成27年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	1 1 1
認第 3号	平成27年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	1 1 2
認第 4号	平成27年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について	1 1 3
認第 5号	平成27年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	1 1 4
認第 6号	平成27年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	1 1 5
認第 7号	平成27年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	1 1 6
認第 8号	平成27年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	1 1 7
認第 9号	平成27年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	1 1 8

承第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年7月28日次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例（昭和59年美濃加茂市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「乳幼児等」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並び	(定義) 第2条 この条例において「乳幼児等」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並び

に同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

イ 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者(父母がない場合又は父母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監督保護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。)の前年の所得(1月から9月までの間に受ける福祉医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に定める額(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第7項に定める額)未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

ロ 災害その他やむを得ない事由により、イに規定する要件に該当するに至つたと市長が認めるとき。

(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

に同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

イ 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者(父母がない場合又は父母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監督保護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。)の前年の所得(1月から9月までの間に受ける福祉医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に定める額(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第4項に定める額)未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が、施行令第2条の4第5項に定める額未満であるとき。

ロ 災害その他やむを得ない事由により、イに規定する要件に該当するに至つたと市長が認めるとき。

(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

<p>イ 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得(1月から9月までの間に受ける福祉医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者(当該父と生計を同じくする者に限る。)の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に定める額未満であるとき。</p> <p>ロ 災害その他やむを得ない事由により、イに規定する条件に該当するに至つたと市長が認めるとき。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>イ 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得(1月から9月までの間に受ける福祉医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者(当該父と生計を同じくする者に限る。)の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第5項</u>に定める額未満であるとき。</p> <p>ロ 災害その他やむを得ない事由により、イに規定する条件に該当するに至つたと市長が認めるとき。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

議第50号

美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例について

美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例を下記のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、保育所型認定こども園として美濃加茂市認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項第2号の基準を満たし、同条第7項の認定を受けた施設をいう。
- (2) 子育て支援事業 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第12項に規定する子育て支援事業をいう。
- (3) 小学校就学前子ども 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (4) 支給認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に該当する小学校就学前子どもをいう。
- (5) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法第19号第1項第1号に該当する支給認定子どもをいう。
- (6) 支給認定教育・保育 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育をいう。

(認定こども園の名称等)

第3条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
山之上こども園	美濃加茂市山之上町2812番地1	70人（ただし、1号認

	定子どもは20人を限度とする。)
--	------------------

(事業)

第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する乳児及び幼児に対する保育
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育
- (3) 子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし市長が必要と認める事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(職員)

第5条 認定こども園に、保育士その他必要な職員を置く。

(休園日)

第6条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(開園時間)

第7条 認定こども園の開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開園時間を延長し、又は短縮することができる。

(入園の対象)

第8条 認定こども園に入園できる者は、支給認定子どもとする。

2 前項の規定にかかわらず、認定こども園の入園者が定員に達しない場合においては、市長は、その範囲内において支給認定子どもに該当しない小学校就学前子どもを認定こども園に入園させることができる。

(入園の申込み)

第9条 認定こども園に入園を希望する者（次条において「入園希望者」という。）の保護者は、あらかじめ市長に入園の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

(入園の制限)

第10条 市長は、入園希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入園の不承諾を決定することができる。

- (1) 感染症疾患を有するとき。

- (2) 身体虚弱等のため保育及び教育に堪えないと認められるとき。
- (3) 認定こども園における保育及び教育に適合できないと認められるとき。
- (4) その他認定こども園の管理運営上支障があると認められるとき。

(退園の届出)

第11条 第9条の規定による承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、認定こども園に入園した者（以下「園児」という。）を退園させようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(承諾の取消し)

第12条 市長は、園児又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入園に係る承諾を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第9条の規定による入園申込みの内容に虚偽があったとき。
- (3) 第10条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(保育時間)

第13条 認定こども園での保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 支給認定子どものうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下この条において「内閣府令」という。）第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間までの保育必要量の認定の区分を受けた者 午前7時30分から午後6時30分まで
- (2) 支給認定子どものうち、内閣府令第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間までの保育必要量の認定の区分を受けた者 午前8時30分から午後4時30分まで
- (3) 1号認定子ども 午前9時から午後3時まで
- (4) 第8条第2項に該当する小学校就学前子ども 午前8時30分から午後4時30分まで

(保育料)

第14条 市長は、利用者から支給認定教育・保育に要する費用（以下「保育料」という。）を徴収する。

2 認定こども園の保育料の額は、次のとおりとする。

対 象	園児の年齢	保育料（月額）
前条第1号に該当する園児	3歳未満	68,100円の範囲内において、別に規則で定める額
	3歳以上	35,800円の範囲内におい

		て、別に規則で定める額
前条第2号に該当する園児	3歳未満	67,100円の範囲内において、別に規則で定める額
	3歳以上	34,800円の範囲内において、別に規則で定める額
前条第3号に該当する園児	3歳以上	19,000円の範囲内において、別に規則で定める額
前条第4号に該当する園児	0歳	172,900円の範囲内において、別に規則で定める額
	1歳及び2歳	108,900円の範囲内において、別に規則で定める額
	3歳	60,900円の範囲内において、別に規則で定める額
	4歳及び5歳	54,500円の範囲内において、別に規則で定める額

3 利用者は、前項の保育料を市長が定める日までに納付しなければならない。
(延長保育料)

第15条 市長は、第13条に規定する保育時間以外の時間帯（第7条に規定する開園時間内に限る。）での保育（以下「延長保育」という。）を実施したときは、当該利用者から延長保育に係る保育料（以下「延長保育料」という。）を徴収する。

2 延長保育料の額は、次のとおりとする。

対 象	延長保育料
あらかじめ延長保育の申出があった者 (1号認定子どもは除く。)	1,000円の範囲内において、別に規則で定める額（月額）
緊急に延長保育の申出があった者	30分につき200円

3 利用者は、前項の延長保育料を市長が定める日までに納付しなければならない。
(保育料等の減免)

第16条 市長は、災害その他特別の理由により、所得に著しい変動が生じ、保育料又は延長保育料（以下「保育料等」という。）を納付することが困難と認められる利用者については、その保育料等を減額し、又は免除することができる。
(督促及び延滞金の徴収)

第17条 保育料等を第14条第3項又は第15条第3項に規定する市長が定める日（以下「納期限」という。）までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100

円を徴収する。

- 3 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 4 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 5 延滞金の額を計算する場合には、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。
- 6 前項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。
- 7 市長は、利用者が納期限までに保育料等を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の督促手数料及び第3項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。

（遵守事項）

第18条 利用者及び園児は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食又は火気の使用をしないこと。
- (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- (4) 他人に危害を加える行為又は迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な職員の指示に従うこと。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前において現に美濃加茂市立山之上保育園に在園している園児は、施行日において山之上こども園に入園したものとみなす。ただし、山之上こども園への入園を希望しない者については、この限りではない。

（準備行為）

- 3 第9条の規定による入園の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

（延滞金の割合等の特例）

4 当分の間、第17条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

議第51号

美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について

美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を下記のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、持続的で魅力あふれる地域の活性化を目指し、美濃加茂市への定住の促進を図るための住宅（定住を促進するために市が設置した住宅及びその附帯施設をいう。以下「住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 住宅の名称、所在地、戸数及び住宅番号は、次のとおりとする。

名称	所在地	戸数	住宅番号
三和住宅	美濃加茂市三和町川浦 1418番地1	6戸	A2 A6 A7 A11 B2 C3

(入居者の募集)

第3条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 市の広報への掲載

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

2 前項の公募に当たっては、市長は、住宅の名称、所在地、戸数、規格、家賃、入居者の要件、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公表する。

(入居者の要件)

第4条 入居の申込みをすることができる者は、次の各号に掲げる条件の全てを具備する者でなければならない。

(1) 入居後速やかに住宅の所在地を住所地として住民登録ができること。

(2) 中学生以下の子どもがいる世帯又は入居しようとする者及び同居しようとする配偶者の年齢が40歳以下の世帯であること。

(3) 市税（市外に住所を有する者にあつては、当該住所地の市区町村税）を滞納していないこと。

(4) 入居しようとする者及び同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居の期間）

第5条 住宅の入居の期間は、5年間とする。ただし、中学生以下の子どもがいる世帯において、継続して当該住宅に居住することを希望する者は、全ての子どもが中学校を卒業するまでの間、3年ごとに3年間の期間の延長をすることができる。

（入居の申込み）

第6条 第4条に規定する入居者の要件を満たす者で住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

（入居者の決定）

第7条 市長は、入居の申込みをした者（以下この条において「入居申込者」という。）の数が入居させるべき住宅の戸数を超えない場合は、入居申込者の中から入居者を決定するものとする。

2 市長は、入居申込者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、入居申込者の中から抽選その他公正な方法により、入居者を決定するものとする。

3 市長は、住宅の入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（入居の手続）

第8条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する契約書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は連帯保証人を1人とすることができる。

(2) 第15条に規定する敷金を納付すること。

2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項各号の手続をしないときは、住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4 市長は、入居決定者が第1項各号の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第9条 入居者は、当該住宅への入居の際に同居した世帯員以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第10条 住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた配偶者が引き続き当該住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた配偶者は、市長の承認を得なければならない。

(家賃及び駐車場使用料)

第11条 住宅の家賃は、月額26,000円とし、駐車場の使用料は、1台当たり月額2,000円とする。

(家賃の徴収猶予)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、当該家賃の徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく減少したとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気等により長期療養を必要とするとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第13条 市長は、入居者から第8条第4項の入居可能日から当該入居者が住宅を明け渡した日(第25条の規定により指定した明渡し期限又は明け渡した日のいずれか早い日)までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 入居者が第24条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(遅延損害金)

第14条 入居者は、前条第2項に規定する期限(以下「納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付すべき金

額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

- 4 前項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

(敷金)

第15条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額を敷金として徴収するものとする。

- 2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、未納の駐車場の使用料又は損害賠償金若しくは第24条第2項から第4項に規定する費用の負担があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

- 3 第5条ただし書による契約の更新をする場合の敷金は、入居者が入居時に納付した敷金を契約の更新に伴う敷金とすることができる。ただし、市長は、敷金に不足がある場合においては、入居者から不足する敷金を徴収するものとする。

- 4 敷金には利子をつけない。

- 5 市長は、敷金を預金などの安全確実な方法で運用することができる。

(修繕費用の負担)

第16条 住宅及び駐車場の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え、電化製品及び給排水設備器具の清掃、取付け、調整等の軽微な修繕並びに給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。

- 2 入居者の責に帰すべき事由によって前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の使用料

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) 駐車場、給水施設及び汚水処理施設の使用並びに維持及び管理に要する費用

(4) 前条第1項ただし書に規定する修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第18条 入居者は、住宅及び駐車場の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責に帰すべき事由により、住宅が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第19条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはなら

ない。

(住宅不使用の届出)

第20条 入居者が住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸又は譲渡の禁止)

第21条 入居者は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(住宅の用途変更の制限)

第22条 入居者は、当該住宅の用途を変更してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該住宅の一部の用途を変更して使用することができる。

(模様替え又は増築の制限)

第23条 入居者は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の検査)

第24条 入居者は、住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに市長に届けて、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、前条の規定により住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

3 入居者は、第1項の検査のときまでに、入居者の費用で畳の表替え及びふすまの張替えを行わなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

4 第1項の検査により、市長が入居者の責に帰すべき事由により第16条第1項及び第17条第4号に規定する修繕が必要と認めるときは、当該修繕に係る費用を、当該入居者に請求するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(住宅の明渡し請求)

第25条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、明渡しの期日(以下この条において「明渡し期限」という。)を指定して当該住宅の明渡しの請求をすることができる。

(1) 不正な行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 当該住宅を故意に毀損したとき。

- (4) 第9条、第10条又は第18条から第23条までの規定に違反したとき。
 - (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
 - (6) 第5条に規定する入居の期間が満了したとき。
 - (7) 当該住宅の除却を決定したとき。
- 2 前項の規定により明渡しの請求を受けた入居者は、明渡し期限までに当該住宅を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当すると認めたと入居者に対し明渡しの請求を行ったときは、それぞれ当該各号に定める金額を上限として徴収することができる。
- (1) 入居した日から明渡し期限までの期間 各月における家賃の額に相当する額に当該家賃の支払期後から明渡し期限（明渡し期限前に明け渡した場合は、当該日）までの期間の日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した額を加算した額の合計額
 - (2) 明渡し期限の翌日から当該住宅の明渡しをした日までの期間 家賃の額の2倍に相当する額
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当すると認めたと入居者に対し明渡しの請求を行ったときは、明渡し期限の翌日から当該住宅の明渡しをした日までの期間について、家賃の2倍に相当する額を上限として徴収することができる。
- 5 市長は、住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による明渡しの請求を行う場合には、明渡し期限の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

(駐車場の使用許可等)

第26条 駐車場を使用しようとする入居者は、市長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、市長の定めるところにより、駐車場の使用許可申請をしなければならない。
- 3 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、駐車場の使用の可否を決定し、その旨を文書にて当該申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第27条 市長は、駐車場の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 第25条に規定する住宅の明渡しの請求をしたとき。
 - (2) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
 - (3) 駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による使用許可の取消しによって駐車場の使用者に損害が生じても、市はこれを補償しないものとする。

(住宅監理員)

第28条 市長は、市職員の中から1人以上の住宅監理員（以下「監理員」という。）を任命する。

2 監理員は、住宅の管理に関する事務を行い、住宅及びその環境を良好な状態に維持するため、入居者に必要な指導を行うことができる。

（立入検査）

第29条 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、監理員若しくは市長の指定した者に住宅の検査（以下この条において「立入検査」という。）をさせ、又は入居者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の立入検査を行う場合においては、あらかじめ住宅の入居者に承諾を得なければならない。

3 第1項の立入検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、立入検査を行う前にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。

（美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年美濃加茂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「位置」を「所在地」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	所在地	備考
下町住宅	美濃加茂市加茂川町二丁目7番15号、16号、18号及び19号	
平塚住宅	美濃加茂市加茂川町二丁目4番11号、12号、15号、17号及び21号	
トドメキ住宅	美濃加茂市西町三丁目258番地	
相生住宅	美濃加茂市本郷町一丁目1番26号	
上野住宅	美濃加茂市森山町三丁目4番107号	
森山住宅	美濃加茂市森山町三丁目5番8号	
土ヶ洞住宅	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋2565番地9	

矢田住宅	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋 2 7 3 5 番地 1 4 5	
ハイツ矢田住宅	美濃加茂市蜂屋町矢田 2 0 番地 1	
伊深住宅	美濃加茂市伊深町 1 0 9 5 番地 1	
牧野住宅	美濃加茂市牧野 6 0 3 番地	
三和住宅	美濃加茂市三和町川浦 1 4 1 8 番地 1	A 1 A 3 A 4 A 5 A 8 A 9 A 1 0 B 1 B 3 C 1 C 2 C 4 に 限る。

(遅延損害金の割合等の特例)

- 3 当分の間、第 1 4 条第 1 項に規定する遅延損害金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とする。

議第 5 2 号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 1 条—第 4 条関係）					別表（第 1 条—第 4 条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)					(略)				
美濃加茂市女性活躍推進市民会議	(略)	(略)	(略)	(略)	美濃加茂市女性活躍推進市民会議	(略)	(略)	(略)	(略)
美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会	新庁舎整備基本構想に関すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者等 (3) 公募による市民	20 人以内	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで					

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
美濃加茂市女性活躍推進市民会議委員	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例	日額 5,500円(職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円)	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額	美濃加茂市女性活躍推進市民会議委員	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例	日額 5,500円(職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円)	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会	(略)			美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会	(略)		
美濃加茂市地籍調査推進員	(略)			美濃加茂市地籍調査推進員	(略)		
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

議第53号

美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（平成22年美濃加茂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第7条関係） 7 加茂野交流センター					別表（第7条関係） 7 加茂野交流センター				
区分	金額				区分	金額			
	8:30~ 12:30	13:00~ 17:00	17:30~ 22:00	8:30~ 22:00		8:30~ 12:30	13:00~ 17:00	17:30~ 22:00	8:30~ 22:00
1階 調理 室	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,600 円	1階 会議 室	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,600 円
1階 和室	600円	600円	600円	1,800 円	2階 和室 A	1,000 円	1,000 円	1,000 円	3,000 円
1階 会議 室	800円	800円	800円	2,400 円	2階 和室 B	400円	400円	400円	1,200 円
1階 集会 室1	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,600 円					

1階 集会 室2	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,600 円
1階 集会 室3	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,600 円
2階 体育 室	1,600 円	1,600 円	1,600 円	4,800 円
2階 音楽 室	1,000 円	1,000 円	1,000 円	3,000 円
2階 学習 室1	600円	600円	600円	1,800 円
2階 学習 室2	600円	600円	600円	1,800 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 4 号

平成 2 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 3 2, 5 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 7 7 2, 9 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,334,995	9,348	2,344,343
	2 国庫補助金	564,209	9,348	573,557
15 県支出金		1,225,029	11,808	1,236,837
	1 県負担金	730,262	148	730,410
	2 県補助金	350,226	11,660	361,886
18 繰入金		989,471	96,607	1,086,078
	2 特別会計繰入金	3	96,607	96,610
19 繰越金		804,211	914,822	1,719,033
	1 繰越金	804,211	914,822	1,719,033
歳入合計		19,740,341	1,032,585	20,772,926

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,456,505	968,734	3,425,239
	1 総務管理費	1,960,682	968,734	2,929,416
3 民生費		6,790,192	26,678	6,816,870
	1 社会福祉費	3,501,170	25,678	3,526,848
	2 児童福祉費	2,944,540	1,000	2,945,540
4 衛生費		1,436,371	6,882	1,443,253
	1 保健衛生費	560,535	6,882	567,417
5 農林業費		591,773	12,602	604,375
	1 農業費	421,787	5,900	427,687
	2 林業費	169,986	6,702	176,688
7 土木費		2,347,596	11,000	2,358,596
	3 河川費	115,088	11,000	126,088
9 教育費		2,738,096	6,689	2,744,785
	2 小学校費	563,446	5,975	569,421
	3 中学校費	95,907	714	96,621
歳 出 合 計		19,740,341	1,032,585	20,772,926

第 2 表

繰 越 明 許 費

(追加)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎整備基本構想策定委託 業務	千円 6,000

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,334,995	9,348	2,344,343
15 県支出金	1,225,029	11,808	1,236,837
18 繰入金	989,471	96,607	1,086,078
19 繰越金	804,211	914,822	1,719,033
歳入合計	19,740,341	1,032,585	20,772,926

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	2,456,505	968,734	3,425,239
3 民生費	6,790,192	26,678	6,816,870
4 衛生費	1,436,371	6,882	1,443,253
5 農林業費	591,773	12,602	604,375
7 土木費	2,347,596	11,000	2,358,596
9 教育費	2,738,096	6,689	2,744,785
歳 出 合 計	19,740,341	1,032,585	20,772,926

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
8,598			96,607	863,529
750	148			25,780
				6,882
	5,000			7,602
	6,660			4,340
				6,689
9,348	11,808		96,607	914,822

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,334,995	9,348	2,344,343
	2	国庫補助金	564,209	9,348	573,557
	1	総務費国庫補助金	18,073	8,598	26,671
	2	民生費国庫補助金	114,459	750	115,209

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 総務管理費補助金	8,598	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
2 児童福祉費補助金	750	1 保育対策総合支援事業費補助金

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1,225,029	11,808	1,236,837
	1	県負担金	730,262	148	730,410
	1	民生費県負担金	703,245	148	703,393
	2	県補助金	350,226	11,660	361,886
	4	農林業費県補助金	58,777	5,000	63,777
	5	土木費県補助金	724	6,660	7,384

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 保険基盤安定負担金	148	1 後期高齢者医療保険基盤安定負担金
1 農業費補助金	1,000	1 後継者等就農給付金
2 林業費補助金	4,000	1 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金
82 河川費補助金	6,660	1 急傾斜地崩壊対策事業費補助金

(款) 18 繰入金
(項) 2 特別会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
18		繰入金	989,471	96,607	1,086,078
	2	特別会計繰入金	3	96,607	96,610
	1	介護保険会計繰入金	1	40,463	40,464
	2	国民健康保険会計繰入金	1	56,144	56,145

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険会計繰入金	40,463	1 介護保険会計繰入金
1 国民健康保険会計繰入金	56,144	1 国民健康保険会計繰入金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	804,211	914,822	1,719,033
	1	繰越金	804,211	914,822	1,719,033
		1 繰越金	804,211	914,822	1,719,033

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	914,822	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
2		総務費	2,456,505	968,734	3,425,239	105,205	863,529	
	1	総務管理費	1,960,682	968,734	2,929,416	105,205	863,529	
		3	財政管理費	17,605	950,000	967,605	繰入金 96,607	853,393
		5	財産管理費	319,551	1,447	320,998		1,447
		6	企画費	577,102	17,287	594,389	国庫支出金 8,598	8,689

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積立金	950,000	財政調整基金積立金	財政管理事業 950,000
15 工事請負費	771	電子メッセージボード設置	市庁舎等施設管理・改修事業 1,447
18 備品購入費	676	電子メッセージボード	
18 備品購入費	12,000	あい愛バス先行運行用車両	バス路線対策事業 12,000
19 負担金、補助及び交付金	5,287	鉄道施設維持修繕事業費補助金	長良川鉄道経営安定支援事業 5,287

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	6,790,192	26,678	6,816,870	898	25,780
	1	社会福祉費	3,501,170	25,678	3,526,848	148	25,530
	6	福祉医療費	572,350	1,214	573,564		1,214
	8	後期高齢者 医療費	517,743	24,464	542,207	県支出金 148	24,316
	2	児童福祉費	2,944,540	1,000	2,945,540	750	250
	3	児童保育費	650,875	1,000	651,875	国庫支出金 750	250

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
23 償還金、利 子及び割引 料	1,214	県補助金返還金	福祉医療事務費 1,214
19 負担金、補 助及び交付 金	24,266	後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療会計繰出金 24,464
28 繰出金	198	後期高齢者医療保険基盤安定繰出金	
19 負担金、補 助及び交付 金	1,000	保育所等における業務効率化推進事 業補助金	私立保育園運営費等補助事業 1,000

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,436,371	6,882	1,443,253		6,882
	1	保健衛生費	560,535	6,882	567,417		6,882
	4	予防接種費	138,777	6,882	145,659		6,882

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
11 需用費	15	消耗品費 印刷製本費	予防接種事業 6,882
12 役務費	36	郵便料	
13 委託料	6,831	予防接種	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

5	1	農林業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		農林業費	591,773	12,602	604,375	5,000	7,602
	1	農業費	421,787	5,900	427,687	1,000	4,900
	3	農業振興費	28,883	1,900	30,783	県支出金 1,000	900
	6	農地費	298,656	4,000	302,656		4,000
	2	林業費	169,986	6,702	176,688	4,000	2,702
	1	林業振興費	169,986	6,702	176,688	県支出金 4,000	2,702

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
13 委託料	900	集团的農用地区域図作成	後継者等就農給付金事業 1,000 農業振興地域管理事業 900
19 負担金、補助及び交付金	1,000	後継者等就農給付金	
19 負担金、補助及び交付金	4,000	土地改良施設維持管理事業補助金	木曾川右岸用水関連事業 4,000
13 委託料	2,702	鳥獣被害対策実施隊 1,892 炭焼き窯製作 810	有害鳥獣捕獲対策事業 5,892 みのかも健康の森維持管理費 810
19 負担金、補助及び交付金	4,000	鳥獣被害防止対策補助金	

(款) 7 土木費
(項) 3 河川費

7	3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土木費	2,347,596	11,000	2,358,596	6,660	4,340
			河川費	115,088	11,000	126,088	6,660	4,340
			河川総務費	115,088	11,000	126,088	県支出金 6,660	4,340

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
15 工事請負費	11,000	急傾斜地崩壊対策	急傾斜地崩壊対策事業 11,000

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

9	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	2,738,096	6,689	2,744,785		6,689
2	小学校費	563,446	5,975	569,421		5,975
1	小学校管理費	533,693	5,975	539,668		5,975
3	中学校費	95,907	714	96,621		714
1	中学校管理費	69,452	714	70,166		714

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
11 需用費	1,475	災害時非常食	小学校運営事業 1,475
15 工事請負費	4,500	山之上小学校防球ネット設置	小学校施設営繕工事 4,500
11 需用費	714	災害時非常食	中学校運営事業 714

議第 5 5 号

平成 2 8 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 9, 0 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 6 0 3, 5 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,140,264	1,512	1,141,776
	2 国庫補助金	169,090	1,512	170,602
10 繰越金		2	97,535	97,537
	1 繰越金	2	97,535	97,537
歳入合計		6,504,500	99,047	6,603,547

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		125,548	1,512	127,060
	1 総務管理費	99,204	1,512	100,716
11 諸支出金		15,501	97,535	113,036
	1 償還金及び還付加算金	15,500	41,391	56,891
	2 繰出金	1	56,144	56,145
歳 出 合 計		6,504,500	99,047	6,603,547

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		国庫支出金	1,140,264	1,512	1,141,776
	2	国庫補助金	169,090	1,512	170,602
		3 システム開発費等補助金	0	1,512	1,512

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 制度関係業務準備事業費補助金	1,512	1 制度関係業務準備事業費補助金

(款) 10 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		繰越金	2	97,535	97,537
	1	繰越金	2	97,535	97,537
	2	その他繰越金	1	97,535	97,536

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰越金	97,535	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
1		総 務 費	125,548	1,512	127,060	1,512	
	1	総務管理費	99,204	1,512	100,716	1,512	
		1 一般管理費	97,978	1,512	99,490	国庫支出金 1,512	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考	
区分	金額			
13 委託料	1,512	システム改修	一般管理費	1,512

(款) 11 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

11	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						保険料
	諸支出金	15,501	97,535	113,036	97,535	
1	償還金及び 還付加算金	15,500	41,391	56,891	41,391	
3	償 還 金	10,000	41,391	51,391	繰越金 41,391	
2	繰 出 金	1	56,144	56,145	56,144	
1	他会計繰出 金	1	56,144	56,145	繰越金 56,144	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考	
区 分	金 額			
23 償還金、利 子及び割引 料	41,391	負担金補助金交付金等返還金	償還金	41,391
28 繰 出 金	56,144	一般会計繰出金	繰出金	56,144

議第56号

平成28年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）

平成28年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,037千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,871,529千円と定める。
- 2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,130千円と定める。
- 3 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」及び「第2表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）」による。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		643,756	1,943	645,699
	3 介護サービス事業 勘定繰入金	741	1,943	2,684
8 繰越金		7,022	129,094	136,116
	1 繰越金	7,022	129,094	136,116
歳入合計		3,740,492	131,037	3,871,529

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		11,376	48,232	59,608
	1 基金積立金	11,376	48,232	59,608
7 諸支出金		2,022	82,805	84,827
	1 償還金及び還付加算金	2,021	42,342	44,363
	2 繰出金	1	40,463	40,464
歳 出 合 計		3,740,492	131,037	3,871,529

第 2 表 歳入歳出予算補正 (介護サービス事業勘定)

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		0	1,943	1,943
	1 繰越金	0	1,943	1,943
歳入合計		4,187	1,943	6,130

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		4,187	1,943	6,130
	1 介護予防支援事業費	4,187	1,943	6,130
歳 出	合 計	4,187	1,943	6,130

2 歳 入

(款) 7 繰入金
(項) 3 介護サービス事業勘定繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
7		繰入金	643,756	1,943	645,699
	3	介護サービス事業勘定繰入金	741	1,943	2,684
	1	介護サービス事業勘定繰入金	741	1,943	2,684

(介護保険会計(保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護サービス事業勘定繰入金	1,943	1 介護サービス事業勘定繰入金

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰越金	7,022	129,094	136,116
	1	繰越金	7,022	129,094	136,116
		1 繰越金	7,022	129,094	136,116

(介護保険会計 (保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	129,094	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
4		基金積立金	11,376	48,232	59,608	48,232	
	1	基金積立金	11,376	48,232	59,608	48,232	
		1 介護給付費 準備基金積 立金	11,376	48,232	59,608	繰越金 48,232	

(介護保険会計(保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	48,232	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 48,232

(款) 7 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

7	1	諸支出金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						繰越金	保険料
		諸支出金	2,022	82,805	84,827	82,805	
	1	償還金及び 還付加算金	2,021	42,342	44,363	42,342	
	3	償還金	1	42,342	42,343	繰越金 42,342	
	2	繰出金	1	40,463	40,464	40,463	
	1	他会計繰出 金	1	40,463	40,464	繰入金 1,943 繰越金 38,520	

(介護保険会計(保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説明	備考	
区分	金額			
23 償還金、利 子及び割引 料	42,342	国庫負担金等返還金	償還金	42,342
28 繰出金	40,463	一般会計繰出金	繰出金	40,463

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書 (介護サービス事業勘定)
 (歳入) (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	0	1,943	1,943
歳入合計	4,187	1,943	6,130

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業費	4,187	1,943	6,130
歳出合計	4,187	1,943	6,130

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
国庫支出金	県支出金	基金交付金	その他	サービス収入
			1,943	
			1,943	

2 歳 入

(款) 2 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰越金	0	1,943	1,943
	1	繰越金	0	1,943	1,943
		1 繰越金	0	1,943	1,943

(介護保険会計 (介護サービス事業勘定))

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	1,943	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 事業費
(項) 1 介護予防支援事業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							サービス収入
1		事業費	4,187	1,943	6,130	1,943	
	1	介護予防支援事業費	4,187	1,943	6,130	1,943	
		1 介護予防支援事業費	4,187	1,943	6,130	繰越金 1,943	

(介護保険会計(介護サービス事業勘定))

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
28 繰出金	1,943	保険事業勘定繰出金	介護予防プラン作成事業 1,943

議第 5 7 号

平成 2 8 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2 1, 4 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		126,086	198	126,284
	1 一般会計繰入金	126,086	198	126,284
歳入合計		521,283	198	521,481

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		498,718	198	498,916
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	498,718	198	498,916
歳 出	合 計	521,283	198	521,481

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	498,718	198	498,916
歳出合計	521,283	198	521,481

2 歳 入

(款) 4 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰入金	126,086	198	126,284
	1	一般会計繰入金	126,086	198	126,284
	2	保険基盤安定繰入金	89,266	198	89,464

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	198	1 保険基盤安定繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

2	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						繰入金	保険料
			498,718	198	498,916	198	
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	498,718	198	498,916	198	
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	498,718	198	498,916	繰入金 198	

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	198	広域連合保険料等負担金	後期高齢者医療広域連合納付金 198

議第 58 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

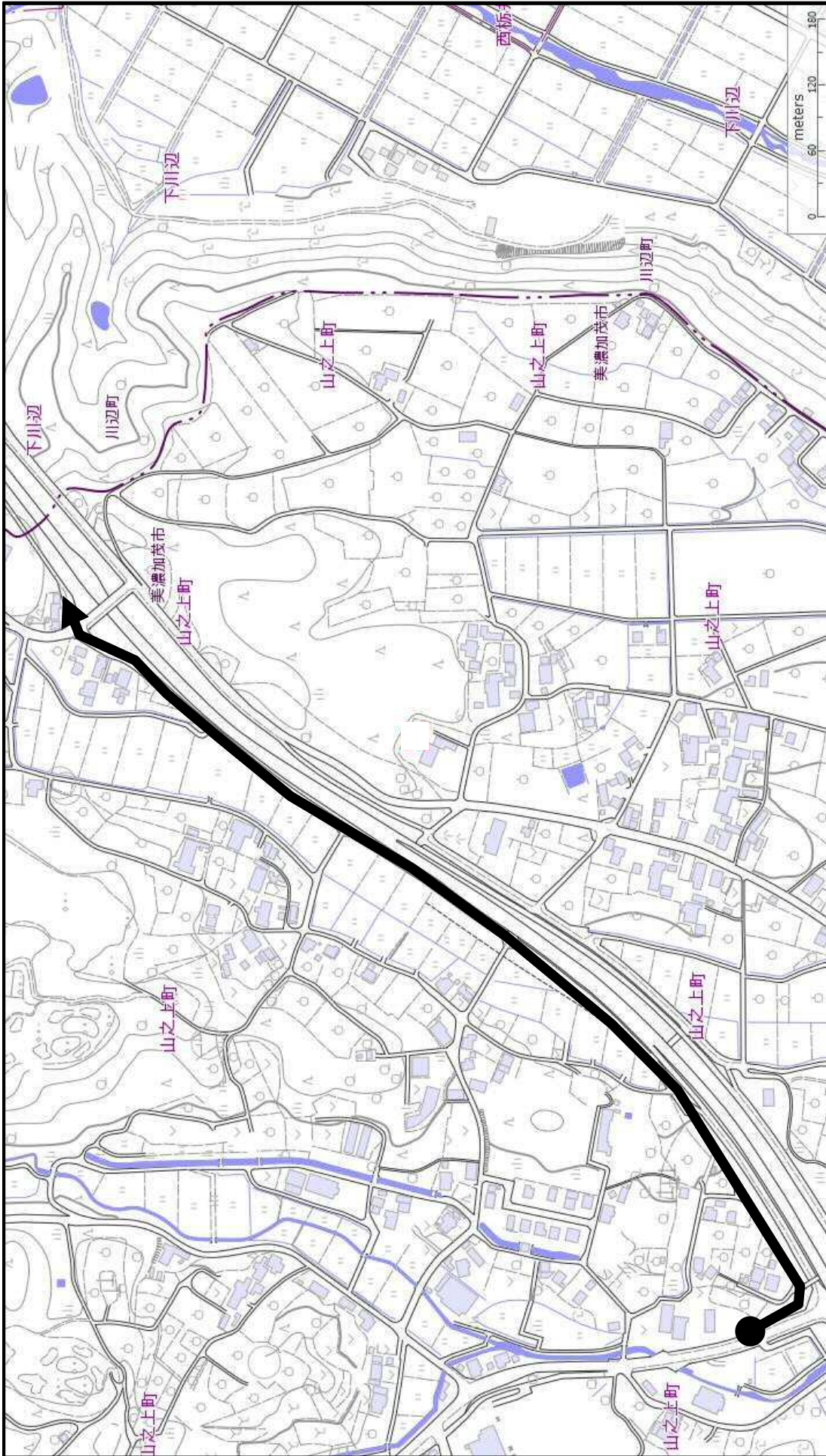
平成 28 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	中之番 292 号線	美濃加茂市山之上町字若狭 3449 番地先	
		美濃加茂市山之上町字榎峠 3120 番地先	
2	石塚 99 号線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字石塚 3495 番 1 地先	
		美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字石塚 3481 番 1 地先	

廃止路線 ①中之番292号線



廃止路線 ②石塚99号線



議第 59 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

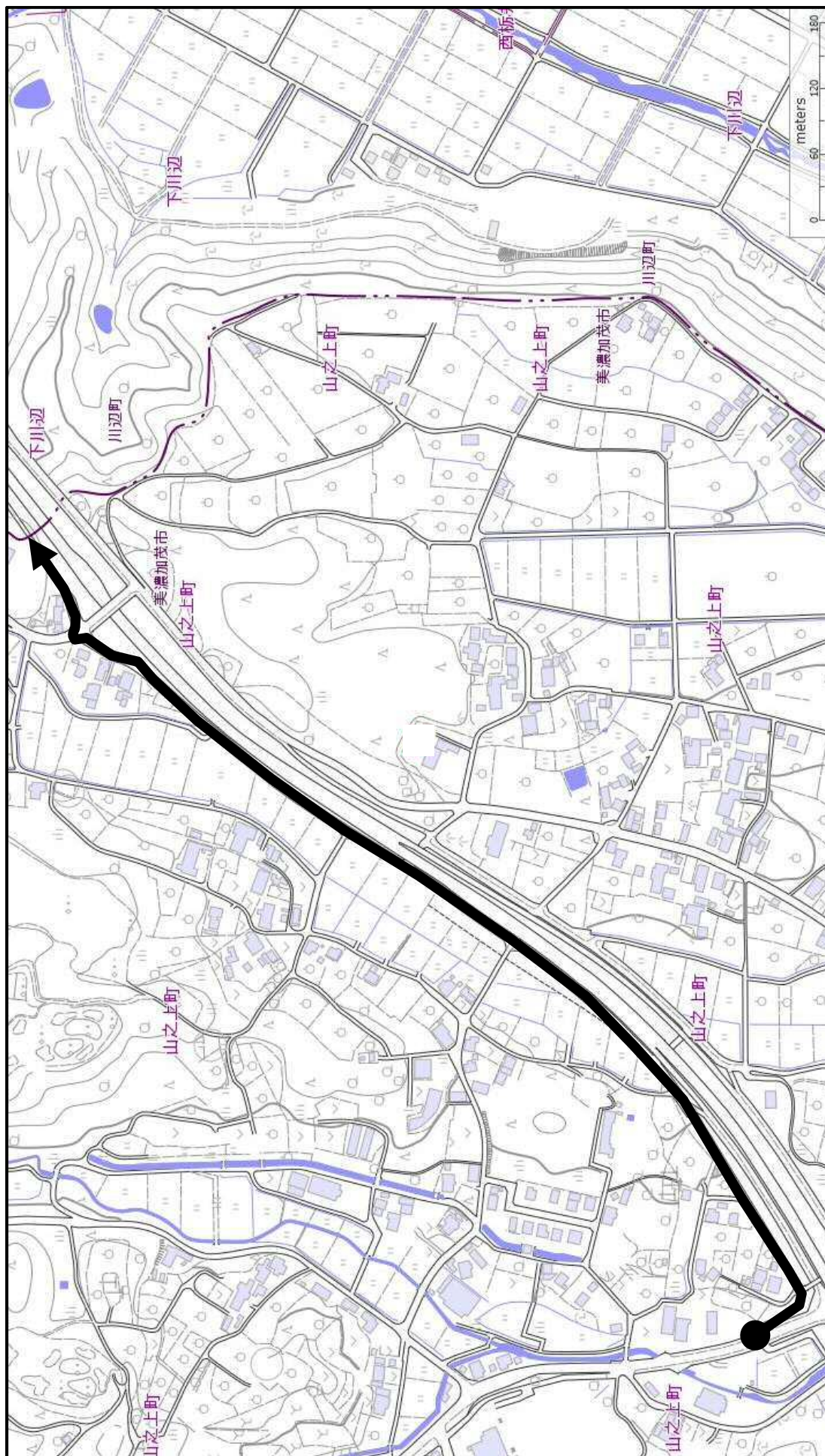
平成 28 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	中之番 292 号線	美濃加茂市山之上町字若狭 3449 番 1 地先		
		美濃加茂市山之上町字榎峠 3120 番 3 地先		
2	中之番 361 号線	美濃加茂市山之上町字上藤 2901 番 4 地先		
		美濃加茂市山之上町字上藤 2889 番 1 地先		
3	中之番 362 号線	美濃加茂市山之上町字蔵ノ前 2802 番 2 地先		
		美濃加茂市山之上町字蔵ノ前 2801 番 5 地先		
4	石塚 99 号線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字石塚 3495 番 4 地先		
		美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字石塚 3481 番 9 地先		

新規認定路線 ①中之番292号線





新規認定路線 ④石塚99号線



議第60号

山手小南舎増築本体工事の請負契約の締結について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年美濃加茂市条例第4号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

- 1 契約の目的 山手小南舎増築本体工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 金523,800,000円
- 4 契約の相手方 DS TOKAI 株式会社美濃加茂支店
支店長 中島 匠

議第61号

美濃加茂市教育委員会の教育長の任命について

美濃加茂市教育委員会の教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 日 比 野 安 平
生年月日

議第 6 2 号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 渡 邊 博 栄
生年月日

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所

氏 名 高 井 美 穂 榮

生年月日

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所

氏 名 佐 光 重 廣

生年月日

諮第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所

氏 名 東 山 多 賀 子

生年月日

認第1号

平成27年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

認第2号

平成27年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

認第3号

平成27年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

認第4号

平成27年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

認第5号

平成27年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計
歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

認第6号

平成27年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

認第7号

平成27年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

認第8号

平成27年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度美濃加茂市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

認第9号

平成27年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度美濃加茂市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月1日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

